

## 福祉医療費受給者証 (子ども医療)交付手続き

問合せ | 福祉課 ☎35-3356

4月から小学校に入学するお子さまの福祉医療費受給者証(就学前)の有効期間が満了しますので、新たに「義務教育修了まで」の手続きが必要になります。

該当となるご家庭には3月中旬に案内ハガキをお送りしていますので、まだお済みでない方は4月中に手続きしてください。

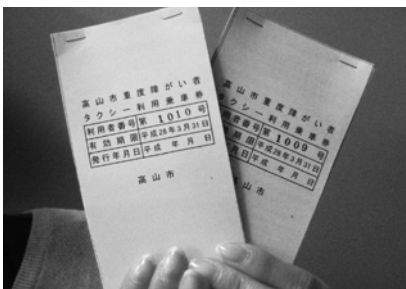
**申請場所** 福祉課または各支所地域振興課

**必要なもの** 印鑑、健康保険証、福祉医療費受給者証(就学前・黄緑色)

◆適正な受診にご協力ください◆

## 重度障がい者 タクシー利用助成券

申込 福祉課  
問合せ ☎35-3356 FAX35-3165



市内在住の重度障がい者の方にタクシー利用料の一部を助成します。

### 対象者

- 身体障害者手帳1級、または下肢・体幹・視覚障がい2級の方
  - 療育手帳A・A1・A2の方
  - 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ※ただし、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外です。

**交付枚数** 年間24枚。下肢または体幹機能障がい、車椅子常用の方と視覚障がいの方は48枚。

**持ち物** 印鑑・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか。

※平成26年度分(黄緑色)のチケットの余りがある方は返納してください。

**申請窓口** 福祉課(本庁1階)、各支所地域振興課、山王福祉センター

※土日祝日の交付は行っていません。

## 4月からスタート! 生活上のお困りごとを支援します ～生活困窮者自立のための相談支援窓口～

働きたくても働けない、住むところがないなど、生活上の困りごとの相談窓口が、福祉サービス総合相談支援センター(本庁1階)内に設置されました。

経済的に困窮し最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方を対象に、専門の相談支援員が、相談者の方に寄り添い、関係機関と連携して支援します。電話での相談受付や、訪問による相談支援もしますので、お気軽にご相談ください。

問合せ | 福祉課 ☎35-3139

## なんでも相談会

申込・問合せ | 岐阜県労働者福祉協議会 飛驒支部 ☎57-7211

弁護士による法律相談や融資・税金・介護などの無料相談会を行います。

**対象** どなたでも **日時** 4月11日(土) 午前9時～正午

**場所** 飛驒地区労働者福祉会館(名田町5) **定員** 弁護士による相談は6人

**申込方法** 事前にTEL (4月6日(月)午前9時から受付)

## 市営あかんだな駐車場(奥飛驒温泉郷平湯)

4月から  
料金変更

1日あたりの使用料	区分	変更前	変更後
	普通車	500円	600円
	大型車	2,000円	2,400円
	マイクロバス	2,000円	1,200円
	自動二輪車など	200円	300円

問合せ | 観光課 ☎35-3145

## 市中小企業設備近代化資金融資制度の廃止

市中小企業設備近代化資金融資制度は、3月31日で廃止しました。

小口などの融資制度は、昨年度と同様の内容で実施中ですので、ぜひご活用ください。

問合せ | 商工課 ☎35-3144

## ご存じですか? 国民年金の学生納付特例制度

4月から国民年金保険料は月額15,590円となりました。国内に住む20歳以上の方は、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。ただし、所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予されます。これを学生納付特例制度といいますが、申請は毎年度必要になります。

学生納付特例期間は、資格期間には算入されますが年金額は増加しません。10年以内にその期間の保険料を追納すれば、年金額に算入します。

### 【手続方法】

- 平成26年度に納付猶予を受けていて、今年度も在学していることが年金事務所で確認している方

⇒日本年金機構から、申請書(ハガキ)が4月上旬に送付されますので、必要事項を記入して返送してください(添付書類は不要です)。

- 新規に申請される方および申請書(ハガキ)が届かない方

⇒印鑑・年金手帳・平成27年度の在学証明書または学生証を持参し、高山年金事務所または市民課(本庁1階)・各支所で申請してください。

問合せ | ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165  
高山年金事務所 ☎32-6111  
市民課 ☎35-3495